

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小野市長 蓬 萊 務

市町村名 (市町村コード)	小野市 (28218)
地域名 (地域内農業集落名)	市場地区 (市場町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月 9日 (第4回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農地の総面積は約18.0haであり、集落内でまとまった農地が点在している。
- ・個人農家数が71戸、農業従事者の6割以上が70才以上と営農における高齢化が進んでおり、今後、更なる高齢化が予想される。現在、隣接する山田町の集落営農組織、(農)山田の里が土地利用型営農で耕作している。当該地域には集落営農組織はない。
- ・集落内個人経営体の規模別では、1ha以上5ha未満が6戸、0.5ha以上1ha未満が16戸、残りは全て0.5ha未満となる。しかしながら、その多くは土地持ち非農家であり、多くの農地が耕作されず集落内のおよそ56%の農地が保全管理の現状である。
- ・過去に土地改良事業を実施し整備された土地が存在するが、イノシシなどの鳥獣被害が顕著なエリアでもあり、そのほとんどが耕作されていない。
- ・10年後の地域農業については、多数の者が「高齢化」「後継者不足」による担い手の減少、「耕作放棄地の増加」「鳥獣被害」による農地保全の困難化を深刻な問題として認識している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・現在の担い手農家を中心経営体と位置づけ、離農や耕作放棄地の発生にあわせて、農地を集積し、農用地の有効利用と保全を図る。
- ・現在活用されている農地を引き続き耕作していくと同時に、地域外からの耕作者も積極的に受け入れていく。
- ・農地集積にあたっては、農地バンクを活用する。
- ・栽培作物については、水稻、野菜を中心とした地域営農を展開していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	18 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	18 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地に指定された集団化した農地を計画区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・現在の担い手農家を中心経営体と位置づけ、離農や耕作放棄地の発生にあわせて、農地を集積する。 ・現在活用されている農地を引き続き耕作していくと同時に、地域外からの耕作者も積極的に受け入れていく。 ・農地の貸借は、地域関係者のほか、農地利用最適化推進委員や農地相談員への相談を通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地の集積は、農地バンクを活用しながら農地の貸し借りの利用権設定を行う。 ・契約内容については、貸し手、受け手の双方の意向に配慮し、慎重に取り扱うものとする。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・新たな基盤整備事業は予定していないが、必要に応じて農作業の省力化に資する事業を検討する。 ・ほ場及び土地改良施設の機能の維持管理は、多面的機能直接支払交付金事業を活用し、適正に管理していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外を問わず、新規就農者など多様な経営体を募り、地域営農の新たな担い手農家を確保・育成する。 ・新たな担い手農家の育成については、県、市及びJAと連携しながら、当該担い手農家の営農の経営基盤強化につながる公的制度の活用や土地利用調整などの支援に取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・必要に応じ、農業支援サービス事業者等への作業受託を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等その他	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ等による農作物への被害を低減させるため、計画的に侵入防止柵を設置しながら、適切にその維持管理を行う。

⑦土地改良施設の保全管理については、多面的機能直接支払交付金事業等を活用しながら適切に維持管理を行う。地域営農に支障となる耕作放棄地等の発生を抑制する。